



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(38)

目 次

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則..... (出 納 局) ... 1

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第45号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「文化環境部環境政策推進室」を「総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び消防防災課にあつては生活安全調整課長、文化環境部」に、「土木部」を「商工労働観光部の産業政策課及び商業振興課にあつては産業政策課長、土木部」に改め、同条第2項第8号を次のように改める。

(8) 職員研修所及び国民文化祭推進事務局

第6条第1項中「文化環境部環境政策推進室」を「総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び消防防災課にあつては生活安全調整課の課長補佐、文化環境部」に、「土木部」を「商工労働観光部の産業政策課及び商業振興課にあつては産業政策課の課長補佐、土木部」に改め、同条第2項中「(健康福祉部病院局にあつては病院局長)」を削る。

第8条第3項第1号を次のように改める。

(1) 議会事務局総務課の課長補佐

第8条第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 人事委員会事務局職員課の課長補佐

(4) 監査委員事務局監査第一課の課長補佐

第8条第3項第6号を次のように改める。

(6) 地方労働委員会事務局審査調整課の課長補佐

第51条第2項中「公金の払込み又は振替について郵政事業庁長官の認可を受けた」を削る。

第89条第1項第5号を削る。

第201条第3号中「出納専門員たる出納員」を「出納専門員」に、「及び審査主査」を「審査専門員及び審査主査」に、「)の事務」を「)たる出納員の事務」に、「者」を「者、同表第4項に掲げる総合支庁の課長補佐、総務専門員及び経理主査たる出納員で、別に定めるところにより、同表第4項に掲げる総合支庁総務企画部の総務課長、西村山総務課長、北村山総務課長若しくは西置賜総務課長、保健福祉環境部の保健企画課長、産業経済部の産業経済総務課長又は建設部の建設総務課長、西村山総務建築課長、北村山総務建築課長若しくは西置賜総務建築課長たる出納員の事務を代決する者、同表第5項に掲げる総合支庁総務企画部の課長補佐及び税務専門員たる出納員で、別に定めるところにより、同表第5項に掲げる総合支庁総務企画部の税務課長、西村山税務課長、北村山税務課長又は西置賜税務課長たる出納員の事務を代決する者並びに同表第6項に掲げる自動車税事務所の管理主査たる出納員で、別に定めるところにより、同表第6項に掲げる自動車税事務所の次長たる出納員の事務を代決する者」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「会計指導」を「会計指導又は会計システム」に改め、同表第2項組織の区分の欄中「文化環境部環境政策推進室」を「総務部危機管理室の生活安全調整課、食品安全対策課及び

消防防災課にあつては生活安全調整課、文化環境部」に、「土木部」を「商工労働観光部の産業政策課及び商業振興課にあつては産業政策課、土木部」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「課長補佐(出納担当)」を「上席の課長補佐(指導・監査担当)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第2号中「総務部総務課に係る」を「総務部新行財政システム推進課に係る」に、「(総務部総務課)を「(総務部人事課)に改め、同表第3項出納員として指定する職の欄中

「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課に限る。)」を「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課に限る。)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中
「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課に限る。)」を「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課に限る。)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中
審査専門員

「総合療育訓練センター」を「総合療育訓練センター」に、
点字図書館
「内陸食肉衛生検査所
中央病院
成人病センター
救命救急センター
環境保全センター
計量検定所」

「朝日学園」を「朝日学園」に、「最北高等技術専門校」を
河北病院
「環境科学研究センター」に、「最上学園」を
最北高等技術専門校」に、「新庄病院」を

「最上学園」に、「新庄南高等学校」を「新庄南高等学校」に、「工業技術センター置賜試験場」を
新庄農業高等学校
新庄工業高等学校
新庄神室産業高等学校
米沢高等技術専門校

「工業技術センター置賜試験場」に、「庄内食肉衛生検査所」に改め、同表第7項中
日本海病院
鶴岡病院

「国民文化祭推進事務局」を「国民文化祭推進事務局」に、
点字図書館
総務主査
庶務係長
環境科学研究センター
総務課長

「各食肉衛生検査所」を「各食肉衛生検査所」に、
中央病院
成人病センター
救命救急センター
日本海病院
新庄病院
河北病院
鶴岡病院
庶務係長
経営課長
医事経営課長
総務経営課長

「薬用植物園」を「薬用植物園」に、
環境保全センター
計量検定所
主査
総務課長
総務専門員

「山形職業能力開発専門学校」を「山形職業能力開発専門学校」に、
米沢高等技
庶務係長

学校 鶴岡工業高等学校 鶴岡中央高等学校 酒田東高等学校 酒田商業高等学校 山形盲学校 山形ろう学校 ゆきわり養護学校		鶴岡南高等学校 鶴岡工業高等学校 鶴岡中央高等学校 酒田東高等学校 酒田商業高等学校 山形盲学校 山形ろう学校 ゆきわり養護学校	事務部次長	
寒河江工業高等学校 谷地高等学校 左沢高等学校 村山農業高等学校	総務主査 事務次長 総務主査	を	寒河江工業高等学校 谷地高等学校 左沢高等学校 村山農業高等学校	総務主査 に、
新庄南高等学校 新庄農業高等学校 新庄工業高等学校 米沢東高等学校 米沢商業高等学校 置賜農業高等学校 長井工業高等学校 鶴岡北高等学校 庄内農業高等学校	事務次長 総務主査 事務次長	を	新庄南高等学校 米沢東高等学校 米沢商業高等学校 置賜農業高等学校 長井工業高等学校 鶴岡北高等学校 庄内農業高等学校	事務次長 総務主査 事務次長 に、
米沢養護学校 鶴岡養護学校 新庄養護学校	事務次長 総務主査	を	米沢養護学校 鶴岡養護学校 新庄養護学校	事務次長 総務主査 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年4月1日印刷
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056